

「金沢市パートナーシップ宣誓制度」の概要

1. 制度の概要

性的マイノリティの方をはじめ、婚姻の届出をせず、あるいはできない様々な事情を抱えた市民を対象に、お互いを人生のパートナーとして宣誓した二人の関係を本市が認める制度

2. 証明事項

要綱を根拠とする「金沢市パートナーシップ宣誓書受領証」により、宣誓書を受領したことを証する。

3. 対象者

- 年齢：成年であること。
- 住所：パートナーのいずれかが市内に住所を有すること。
- 婚姻等：双方に配偶者がなく、パートナー同士が近親者でないこと。また、宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がないこと。
- 戸籍上の：問わない（同性カップルのほか、トランスジェンダー等の異性カップルや事実婚関係にある性別カップルも申請可）

4. 申請手続き

(1) 通称名の使用

通称名の使用は可。ただし、宣誓書受領証等の裏面に戸籍名を記載する。

(2) 交付書類

交付書類	特記事項
金沢市パートナーシップ宣誓書受領証	A 4 サイズ 宣誓書受領時に 1 部交付
金沢市パートナーシップ宣誓書受領証カード	カードサイズ 宣誓書受領時にパートナー双方に各 1 部交付
金沢市パートナーシップ宣誓届出事項証明書	宣誓や変更の届出、受領証返還等の内容を証明 必要に応じて、随時交付

(3) 事務手数料

無料

5. 宣誓書受領証等の効力

(1) 宣誓の有効期間

- パートナーシップ関係が解消されるか、対象者の要件を満たさなくなるまで有効
- 宣誓書受領証等の有効性は市ホームページで確認可

(2) パートナーシップ解消時等の取扱い

- パートナーシップ関係を解消したときや対象者の要件を満たさなくなったときは、宣誓書受領証等を返還
- 返還された受領証等は、パートナーの希望により、無効の穿孔処理を施した上で返戻
- パートナー死亡後は、宣誓届出事項証明書で民間手続きに対応

(3) 宣誓無効の取扱い

- 宣誓の内容に虚偽があった場合は宣誓自体を無効とする。
- 宣誓の日以後に対象者要件を満たさなくなったことが判明し、又は宣誓書受領証等の不正使用が発覚するなどした場合は、これらの事由が発生した日以後の宣誓を無効とする。

6. 利用可能となる行政サービス（予定）

事務・制度	概要
市営住宅への入居	パートナーへの入居資格の付与、同居の承認 等
消防団員の配偶者等に対する感謝状の贈呈	長期在職団員のパートナーへ感謝状を贈呈
市立病院への入院、医療に関する同意	・本人に代わり、パートナーが入院を申込 ・手術等の際、パートナーが同意
金沢市職員の休暇制度等（事業所制度）	・パートナーの忌引等の特別休暇取得 等

7. 制度開始日（予定）

令和3年7月1日（木）